

(契約書別紙 兼 重要事項説明書)

◎ わたしたち（事業者）の概要は次のとおりです。

事業所名	佐 渡 市 立 両 津 病 院		
所在地	新潟県佐渡市梅津2314番地1		
電話番号	0259 (25) 8020	FAX 番号	0259 (23) 3070
県指定年月日	平成16年3月1日	事業者 番号	1572200556
使用する課題分析票	居宅サービス計画ガイドライン インターライ方式		
介護支援専門員数	3人 (常勤兼務)		
営業日	月曜日～金曜日（8時30分～17時15分） 土曜日・日曜日・国民の祝日（振替休日を含む）、12月31日から翌年1月3日までの日及び指定する年2日は除く		
通常の事業の実施地域	両津地区（ただし、真更川から馬首の間及び羽二生から岩首までの間を除く）		

◎ わたしたち（事業者）があなたに提供するサービスの概況は次のとおりです。

1 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、居宅介護支援です。

「居宅介護支援」とは、ご利用者様が居宅において、日常生活を営むために必要な保健医療サービス、または福祉サービスを適切に利用することができるよう、ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境、ご利用者様及びそのご家族様の希望等を勘案し、利用するサービスの種類および内容、これを担当するサービス事業者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。また、ご利用者様が介護保険施設への入所を要する場合は、介護保険施設への紹介等その他の便宜の提供を行うサービスです。

具体的には、次にあげる業務を行います。

【業務の概要】

- (1) あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により調査します。
- (2) (1)で調査した結果と、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、あなたに介護サービスを適切に提供するための計画（居宅サービス計画）をお作りします。
- (3) 介護サービスの提供の状況や、あなたの心身の状態やご家族の環境について、居宅サービス計画作成後も、継続的に把握・管理します。

- (4) わたしたちのみならず、介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。
- (5) あなたの要介護認定の申請についてお手伝いします。
- (6) あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その相談支援をいたします。

なお、居宅介護支援をあなたに提供するにあたっては、事業者として次の事項を守ります。

【業務取扱い方針】

- (1) 居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者様が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (2) 居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者様の意志および人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立って、ご利用者様に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
居宅サービス計画に位置づける居宅サービス事業所については、複数の事業所を紹介し、その事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を説明します。
- (4) 居宅介護支援の提供にあたっては、保険者、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- (5) 居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者様の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- (6) 居宅介護支援の提供にあたっては、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (7) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - 一、虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用も可能とする）の設置、開催
 - 二、虐待防止のための指針の整備
 - 三、虐待防止のための従業者に対する研修を定期的実施
 - 四、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く
- (8) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2. 担当の介護支援専門員

あなたへのサービス提供を担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、お申し出ください。

氏名：本間 千尋 連絡先（電話番号）：0259-25-8020

3. 利用料金

利用者負担金

あなたがサービスを利用した場合の利用料は次のとおりですが、要介護認定を受けられた方は、原則としてその金額が介護保険から給付されるため、利用者負担金はありません。介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

・利用料（1 ヶ月につき）	要介護 1・2	<u>10860</u>	円
	要介護 3・4・5	<u>14110</u>	円

（当事業所の所在地は厚生労働大臣が定める特別地域に該当するため、上記利用料に 15%を加算します）

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、厚生労働大臣が定めた告知上の基準額をいただき、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市の窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。

【加算】

- ① **初回加算** 新規に居宅介護支援を行う方、要支援から要介護と認定された方、又は要介護状態区分が 2 区分以上変更された方に居宅サービス計画を作成した場合は、その月に 3000 円 を加算します。
- ② **入院時情報連携加算** 入院するに当たって、その病院又は診療所へ心身の状況や生活環境等といった必要な情報提供を、入院当日に行った場合は 2500 円、入院日の翌日又は翌々日に情報提供した場合は 2000 円 を 1 月に 1 回を限度として加算します。
- ③ **退院・退所加算** 病院若しくは診療所に入院していた方又は介護保険施設に入所していた方が退院又は退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、入院、入所中の職員と書面での情報交換（イ）もしくは面談（ロ）を行い、居宅での療養上必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定します。なお、実施した回数に応じて加算額が異なります。

退院・退所加算（Ⅰ）イ	4500 円	ロ	6000 円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6000 円	ロ	7500 円
退院・退所加算（Ⅲ）	9000 円		
- ④ **緊急時等居宅カンファレンス加算** 病院又は診療所の求めにより、その医師又は看護師等と共に自宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの利用に関する調整を行った場合、1 月に 2 回を限度として 2000 円 を加算します。
- ⑤ **通院時情報連携加算** 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報交換を行い、その内容を居宅サービス計画に記録として残した場合、1 月に 1 回を限度として 500 円 を加算します。
- ⑥ **中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算** 当事業所が指定する通常の実施地

域外にお住まいの方への居宅介護支援を行った場合は、利用料に5%加算させていただきます。

- ⑦ **ターミナルケアマネジメント加算** 在宅死亡の終末期のご利用者様に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合、1月につき4000円を加算します。

【減算】

- ① 適正なサービス提供のために必要とされる居宅介護支援業務が適切に行われず、国が定める減算要件に該当する場合、利用料の50%の額を減算します。また、同じ状態が2ヶ月以上継続している場合は100%の額を減算します。
- ② 当事業所が正当な理由なく、同一の指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与のサービス提供の割合が80%を超える場合は1月につき2000円を減算します。

これらの利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は料金も自動的に改定されます。なお、その場合は事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

4. サービスの終了

あなたが、このサービスの利用を終了する場合は、すみやかに次の連絡先又はあなたを担当する介護支援専門員までご連絡ください。

(連絡先) 0259(25)8020(担当者名) _____

5. 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかにご利用者様のご家族様、居宅介護支援事業者、保険者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

6. 苦情相談窓口

- ① 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

窓口設置場所	佐渡市立両津病院 1階事務室
担当者	管理責任者 本間 千尋
連絡先(電話番号)	0259-25-8020

- ② あなたが利用するサービスに関する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先(電話番号)
佐渡市高齢福祉課 介護保険係	0259-63-3790
新潟県国民健康保険団体連合会	0252-85-3072